

報告事項1（意見聴取）

令和元年9月定例府議会提出予定の議案について

令和元年9月定例府議会に提出予定の、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案について、次のとおり報告し、委員会に意見を求める。

令和元年9月18日

○予算案

- 1 令和元年度一般会計補正予算（第2号）の件（教育委員会関係分）

○条例案

- 1 大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件
- 2 大阪府立学校条例一部改正の件

<参考>

○今後の予定

- | | |
|---------|---|
| 9月19日以降 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく知事からの意見聴取 |
| 9月25日 | 意見聴取に対する回答期限 |
| 9月26日 | 9月定例府議会本会議開会 |

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

令和元年度一般会計補正予算(第2号)案の概要(令和元年9月26日提出予定)

生徒の学力状況を把握、分析・検証することにより、学習内容の着実な定着と教育活動の改善・充実に活かすとともに府内における評定の公平性を担保することを目的とした中学3年生対象の学力調査を引き続き実施するため、補正予算案を編成しました。

【1】補正項目

○ 中学生学びチャレンジ事業費	0 千円
〔債務負担行為の設定（令和元～2年度）	110,257 千円〕

○条例案

番号	件名	概要
1	大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件	<p>幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の改正により、幼保連携型認定こども園の用に供する建物で保育室等を3階に設けるものについては、延べ面積に関わらずこれまでと同様に耐火建築物でなければならないこととされたことに伴い、条例において同趣旨の改正を行う。</p> <p>施行予定期日：公布の日 (福祉部と共管)</p>
2	大阪府立学校条例一部改正の件	<p>大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画に基づき、大阪府立大阪わかば高等学校を設置する。</p> <p>施行予定期日：令和2年1月1日</p>

大阪府条例第 号

大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例（平成十八年大阪府条例第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(園舎及び園庭) 第三十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所(以下この項及び次項において「保育室等」という。)は一階に設けるものとする。ただし、園舎が第二号、第三号及び第六号に掲げる要件を満たすときは保育室等を二階に、前項ただし書の規定により園舎を三階建以上とする場合であつて次に掲げる要件を満たすときは、保育室等を二階以上の階に設けることができる。</p> <p>一人 (略)</p> <p>4 18 (略)</p>	<p>(園舎及び園庭) 第三十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所(以下この項及び次項において「保育室等」という。)は一階に設けるものとする。ただし、園舎が第二号、第三号及び第六号に掲げる要件を満たすときは保育室等を二階に、前項ただし書の規定により園舎を三階建以上とする場合であつて第二号から第八号までに掲げる要件を満たすときは、保育室等を二階以上の階に設けることができる。</p> <p>一人 (略)</p> <p>4 18 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大阪府条例第 号

大阪府立学校条例の一部を改正する条例

大阪府立学校条例（平成二十四年大阪府条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第一（第三条関係）		別表第一（第三条関係）	
名 称	位 置	名 称	位 置
(略)	(略)	(略)	(略)
大阪府立桃谷高等学校	(略)	大阪府立桃谷高等学校	(略)
大阪府立大阪わかば高等学校	大阪市生野区巽東三丁目		
備考（略）		備考（略）	

附 則

この条例は、令和二年二月一日から施行する。